

企業スポーツ部設立支援事業 実施要項

1. 趣 旨
滋賀県企業スポーツ振興協議会の会員企業により新たに設立された競技スポーツ部を支援することを目的とし、活動環境の整備など運営に係る費用の一部を助成する
2. 主 催
滋賀県企業スポーツ振興協議会
3. 対 象
本協議会の会員企業が新たに設立し、会員企業がその活動費用の全部または一部を補助する競技スポーツ部。(対象競技はオリンピック・パラリンピック・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会における正式競技とし、全国規模の各種競技会への出場を目標とする競技スポーツ部とする。) なお、各種競技大会に企業名(企業名を含むチーム名)で出場する部であること。
4. 申請対象期間
前年度11月1日から当該年度10月31日までの期間に設立した部を対象とする。
5. 申請期間
当該年度 11月15日まで(ただし15日が土日の場合、翌月曜までとする)
6. 申請書類の提出
 - (1)提出書類
本事業による助成を希望する部の責任者は、別紙様式にて申請書を提出すること。なお、申請にあたり代表者または所属長の承認を得ること。
 - (2)提出先および提出方法
申請書類に必要事項を記入のうえ、下記宛に郵送または持参すること。
(申請書は本協議会ホームページからダウンロードすること)
7. 事業内容
申請1件当たり10万円を助成する。
8. 事業規模・助成件数
選手支援事業予算の範囲内で助成する。
9. 助成対象経費
 - (1)スポーツ用具整備費
 - (2)スポーツ施設使用料
 - (3)競技会への参加費
 - (4)遠征等にかかる旅費・宿泊費
 - (5)指導者・競技補助者への謝金
 - (6)その他、競技活動にかかる経費
10. その他
 - (1)選考については、事務局にて審査し決定する。決定後は、申請者に審査結果を通知する。
 - (2)助成を受けた部は後日、報告書を提出するものとする。詳細については、別途連絡する。

附 則

1. この会則は、令和5年6月15日から施行する。

<提出先> 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター4F
公益財団法人滋賀県スポーツ協会内
滋賀県企業スポーツ振興協議会事務局
TEL:077-525-7406 FAX:077-523-3784